

## 平成28年度 第4回大島町農業委員会総会議事録

平成28年度定例大島町農業委員会が、平成28年7月25日（月）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |         |         |        |         |        |
|---------|---------|--------|---------|--------|
| 1、土屋茂   | 2、小坂一雄  | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長 |
| 6、澤田波夫  | 7、伊藤潔   | 8、春木望  | 9、向山吉昭  | 10、土井勝 |
| 11、笠間隆夫 | 12、山本政一 |        |         |        |

## 2、欠席委員

- 4、五十嵐初代

## 3、出席職員は次の通り

- |       |        |
|-------|--------|
| 野村昌宏  | 観光産業課長 |
| 山田貴訓  | 農業係長   |
| 幡野喬   | 主任     |
| 雨宮祐一郎 | 主任     |

## 4、付議された案件

- 日程第1： 会長報告  
日程第2： 農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について  
日程第3： その他

## 5、本日の書記は次の通り

- 主任 幡野喬

土屋議長        それでは、平成28年度第4回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名、欠席委員は1名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

（～異議なしの声 多数～）

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は9番委員と10番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の幡野氏を指名いたします。それでは日程第1、「会長報告」です。

土屋議長        平成28年6月16日の木曜日に島しょ地区農業委員会広域連携会議が開催され、出席しました。そこでは配布している資料のとおり協議事項がありましたので報告いたし

ます。また、重要な内容については、日程第3「その他」で事務局より説明がありますので、こちらでの説明は省略します。以上、会長報告を終わります。

土屋議長 続きまして日程第2「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について」議案第7号及び議案第8号を一括上程いたします。議案が2件ございますので、事務局より説明及び審議については、1件ずつ行います。事務局から議案第7号の朗読及び内容の説明をお願いします。

事務局(幡野) それでは説明いたします。農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見についてです。申請人及び譲受人は□▲丁目▲番地の▲、○○、▲歳。譲渡人は□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡です。申請事由ですが、譲受人である○○は、高齢の母、○○が大島に在住し、今後見守り、介護が必要となる。現在、□に居宅があり、一人で暮らしているが大島に永住するため処分も含め検討している。大島に戻り母の介護をするにあたり自分の拠点が必要で、他の土地を探したが見つからず、今回やむを得ず親名義の土地を転用し自己住宅を建設するというものである。申請地に接している道路は、認定町道□▲号線となりまして、道路幅員4.7mとなることを申し添えます。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域内の農地以外の農地であり、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、都道▲号線の□の手前を海側に下り、約▲m進み、左手に入る道へ曲がり、そこから約▲m進んだ進行方向右手海側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図、次のページをご覧くださいますと転用計画図に係る建物配置図となります。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明の内容に関連して地区担当委員からの現地調査の結果、ならびに補足説明をお願いいたします。はい。8番。

春木委員 24日に山本委員と新保委員と私で、行って参りました。□の住宅から4、50mのところ、あの辺りは高級住宅地みたいな立派な住宅が沢山建っております。すべて条件が揃っておりますので、何の影響もないと思います。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手でお願いいたします。はい。2番。

小坂委員 この申請地の西側、南側、北側が道路、東側が道路、これ、南と東側が、西側。これと同じですか。

春木委員 北側の道路は今は全然使われておりません。藪になっています。□の住宅に面している道路だけは角地ですから道路2面って事ではないです。1面は使われてないです。

小坂委員 では、別に建物が建っても、排水とかについては問題ない。

春木委員 はい。問題ないです。

土屋議長 ありがとうございます。その他、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続きまして、事務局から、議案第8号の朗読及び内容説明をお願いいたします。

事務局(幡野) それでは説明いたします。農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見についてです。申請人及び譲受人は□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。譲渡人は□▲番▲、○○、▲歳。申請地は2筆ございまして、□▲丁目▲番▲号、面積は▲㎡。続いて、□▲丁目▲番▲号、面積は▲㎡。合計▲㎡です。申請事由ですが、譲受人である○○は、現在居住している住居が平成25年10月の土砂災害により大規模半壊の被害を受け、既存の住居については、この土砂災害に伴う□改修工事及び町道整備により、用地買収されるため、今回申請地を売買により取得し、自己住宅を建設したいというものです。申請地に接している道路は認定町道□▲号線となりまして、道路幅員6mとなることを申し添えます。申請地の農地区分といたしましては、申請地は□から概ね▲m以内に立地しており、都市計画法により第1種住居地域に指定されていることから、第3種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□の交差点を山側方向に上り、□交差点を左手北側に曲がり▲mほど進んだ、進行方向左手海側に位置します。次のページをご覧くださいますと、申請地の公図、次のページをご覧くださいますと、転用計画図に係る建物配置図となります。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

春木委員 はい。8番です。

土屋議長 はい。8番。

春木委員 同じく3人で24日に行って参りました。ここは○○と書いてありますが、分かりやすく言いますと□の地所で、□から北へ続く通りで、申請地の両サイドに家が出来ていません。かなり傾斜があります。整地するのに相当お金がかかると思います。ここも先ほどと同じように排水とか全部、管理されています。これから大島の高級住宅地になるのではないかと。そういう目的があるのではないかと思います。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は、挙手でお願いいたします。

小坂委員 異議なし。

土屋議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手でお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続きまして、日程第3「その他」について事務局からお願いいたします。

事務局(幡野) はい。それでは、第2回農業委員会総会でご報告いたしました。第56回企業的農業経営顕彰事業につきまして、推薦が本日までとご説明いたしましたが、どなたか推薦がいらっしゃるかどうかが、お願いいたします。

土屋議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、どなたか推薦はいらっしゃいますか。いないですか。はい。9番。

向山委員 10番委員、どうですか。

- 土屋議長 農業委員の土井さん。推薦という9番委員から話がありましたが、みなさんどうでしょうか。はい。2番。
- 小坂委員 帳簿とかきちんとつけていますか。
- 土井委員 はい。
- 小坂委員 じゃあ、いいね。
- 土屋議長 休憩にしますか。只今から休憩いたします。  
(～休憩～)
- 土屋議長 それでは、再開します。第56回企業的農業経営顕彰事業につきまして大島町では、土井委員を推薦いたします。続いて、事務局よりお願いいたします。
- 事務局(幡野) はい。日程第3でお配りしている資料1から3のご説明をさせていただきます。まず資料1、島嶼地区農業委員会地区別広域連携会議で、会長と私が6月16日に出席して参りました。第29回島嶼農業委員・農業者大会の開催計画について資料1をご覧ください。島嶼大会の日程がこの資料のとおり決定いたしましたので、参加の可否につきまして交通手段及び宿泊先の確保の都合上、8月1日までに事務局宛てにご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。続きまして、資料2になりますが、第30回島嶼農業委員会協議会表彰についてです。こちらも今年度対象となる農業者がいるか、委員の皆さんで推薦のご検討をお願いしたいと思います。推薦にあたっての基準ですが、農業経営主もしくは、その後継者であること。引き続き3年以上当該地域において農業を営んでいること等が対象となります。こちらの推薦期限が8月10日までとなっておりますので8月1日までに事務局宛てにご回答頂きたいと思っております。続きまして、資料3になります。平成28年度大島町農業委員会自主研修についてです。毎年実施しておりますが自主研修につきまして、本年度の研修テーマをどのようなものにするかご意見頂けたらと思います。また、こちらに平成20年度からの自主研修先の記載をさせていただきました。この場を借りてテーマのご意見を頂き、そのテーマに基づいた場所を次回の農業委員会総会までに皆様にお示しして確定が出来ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。島しょ農業委員会・農業者大会及び第30回島嶼農業委員会協議会表彰につきましては8月1日までに事務局に回答をお願いいたします。休憩いたします。  
(～休憩～)
- 土屋議長 それでは再開します。島しょ農業委員・農業者大会の出席は、土井委員と笠間委員と中村委員と私と。そして事務局。あと小坂委員を含め出欠の連絡は8月1日までをお願いします。
- 中村委員 8月1日までに連絡すれば。
- 事務局(課長) 生産組合の藤田さん。
- 小坂委員 そうだ。藤田さんに出てもらうように。
- 事務局(課長) 予算が5人までなので。
- 土屋議長 それでは一度、締め切ります。

- 小坂委員 そうしたら、生産からは1人出してもらって事で。5人で締切りって事なら、そっちには話をしなくていい。
- 土屋議長 そういう事ですね。
- 小坂委員 出席できないのに話をしたって、出たいて言われた後、またごたごたしちゃう。話をしない方がいい。
- 土屋議長 出欠については、これでよろしいですか。
- 中村委員 会長、会長、別にオーバーしてもいいのでは。5人の予算しかなかったら、後は実費で出せばいいんだから。希望者があれば。
- 事務局(課長) 希望者があれば。一応、中村委員も入っておりますので。中村委員がもし行けないってなれば小坂委員に行ってもらうようにすれば。帽子かぶって。後は、中村委員か小坂委員が行くということでもいいですよ。藤田さんに事務局の方からお願いしますので。
- 小坂委員 予算オーバーした場合も後から貰えないの。
- 事務局(課長) 貰えないんですよ。
- 事務局(雨宮) はい。貰えないです。
- 小坂委員 貰えない。増やすこと出来ないんだ。減らすっていう事は構わないんだ。5人の目的が4人しかいない、あるいは3人しかいなかった場合はその人数分しか貰わないっていうのは構わないんだ。
- 事務局(雨宮) 減らす事は出来るんですけど。
- 小坂委員 出来るんだ。じゃあ構う事はない。10人位ずつ予算とっとけよ。それもまずいか。
- 中村委員 多く予算要求した方がいいんじゃない。
- 土屋議長 実績から基づいているのではないですか、この件は。実績で4人しか行かない、3人しか行かない、最高でも5人だけとってあるっていうことで。
- 小坂委員 それもあるかもな。
- 土屋議長 だから10人ずつと行っていけば、必ず10人分は措置されるけど、実績が関係すると思うので。
- 土屋議長 続いて大島町自主研修。テーマを見て頂きたいと思います。どういう所に行きたいですか。新しく入った人が3人いるんだけど、毎年10月ですか。10月の総会が終わった後、自主研修に1泊か2泊で自主研修を実施してるのですが。
- 小坂委員 何か見たいものがあれば。
- 土屋議長 去年は九州。
- 小坂委員 去年はブルディアと千両、そしてライチを。
- 土屋議長 20年からずっと、ここに書いてありますよね。こういう所に行って来ました。回答はいつまでにしますか。
- 事務局(幡野) 8月1日までにはお願いしたいと思います。次回の総会までに現地を決めてお示しいたいと思います。
- 土屋議長 どうですか、皆さん。自主研修について、行きたいような所がありましたら、お願いしたいんですが。どうですか。ここでパッとと言われても、なかなか出ないと思うんですが。以前参加された人も新任の人に、こういう所に行って来ましたという事を出来たら説明して頂けませんか。

- 小坂委員 自分達の見たい物、あるいは、これからやりたい物、そういう物を見とけば。あるいは、栽培の方法を、新しいもので、また古いものでも、また古くからやっているもので何かいいものがあれば。何か探してくれれば。
- 事務局(課長) これまだ、余裕があるでしょ。次の委員会までに。
- 事務局(雨宮) 次の委員会で場所を確定したいので8月1日までにご意見頂ければ。そのテーマに沿った場所を事務局で選定したいと思います。
- 小坂委員 誰か8月1日までっていうと、結局誰かが提案するだろうと思ってしまう。本当に行きたい人だったら、見たい人だったら言って行くかもしれないけど。そうでないと、なかなか言ってこない。
- 中村委員 その場所によって希望する人もあるだろうし。見たいというものを将来手掛けたいというようなものの場所の選定希望者も出てくるだろうし。そこは事務局におんぶに抱っこみたいなかたちだけ。
- 小坂委員 昨年なんかの場合は熱帯果樹と早くから言ってあったから、一応こういうもので熱帯果樹と千両と言ってあったので、雨宮君が全部調べてくれて、何処何処がある何処何処があるって、茨城に行くつもりだったんだけど、結局向こうで土砂災害や水害があって、それで急遽そっちを取りやめて九州に。九州なんか行くと飛行機で行かなきゃならないとなると必ず飛行場でひっかかるんだよな。そして靴も出てこないんだよ。靴に普段常備している薬をいっぱい詰めて行くんだから。間違えたかな。しばらく待ってください。今、検査しますからと普通だったら、ささっと出てくるんだけど、いつまでもいつまでも中を開けて見たんだか、なるべくだったら、飛行機に乗りたくないんだよ。出来れば近くでゆっくり見れるようなところ行きたいなと思うけど。去年の場合は、確かに中身は濃かったけど、移動に時間がかかっちゃって九州まで行って静岡行って静岡から東京行って東京から九州に行つて。時間もないんだから。
- 土屋議長 場所はどうですか。
- 小坂委員 出来れば関東近県がいいな。
- 土屋議長 楽には楽ですよな。
- 小坂委員 何を見たいかな。
- 事務局(課長) 1日までに委員さんの方から希望がなければ、また近場で幡野と雨宮の方で例えば3候補位、次の委員会の時に、こういう行程を見ましたっていうので。勿論、その大島で生産しているものを幾つか。
- 小坂委員 大島で生産しているものか、あるいは大島へ持ってきても作れそうなものを。
- 事務局(課長) そういう感じでもよろしいでしょうか。もし1日までにあれば。
- 小坂委員 行きたいもの、見たいものがあれば。
- 事務局(課長) 2、3パターン提案すれば、一番決めやすいと思うので。
- 小坂委員 そうして貰えると有り難いよな。
- 事務局(課長) そうさせて貰います。
- 土屋議長 事務局お願いします。では、自主研修については8月1日までに事務局で2つか3つの候補をお願いして、8月の総会で何処に行きたいかを決めるという事でよろしいですか。他にこの件じゃなくて他に何かありましたら、その場で。9番委員。

- 向山委員 今張っている網のことなんだけど、キョン対策の。かなり南部地域では進行して、かなり張ってあるわけです。そうすると張るのは町の方でセットして入り口まで塞いで。そうすると例えば、配達業者、郵便局とかクロネコだとか毎月検針するガスだとか電話だとか色々あるわけじゃない。それでね、農業者の為にはいい事なんだけど、消費者にしてみると入って行くのに開けといて、また入って、場所によっては2回位あるわけ。中にはそういうような感じを受けてる業者があるわけ。こんな面倒くさい所に張られて。中には子どもを土手のところにポンと置いていったりという事も耳に聞いているんだよ。だからそれをさ。
- 事務局(課長) 町でやっているやつですか。
- 向山委員 町でネットキョンの。
- 事務局(課長) 東京都でやっている業者がやっているのと違って。
- 向山委員 どっちがやっているのかな。かなり張ってあるよ。
- 事務局(課長) それは、その農家なり、そこの方が希望してやっているのですから、その宅配業者なりその希望した所で話し合ってもらおうとしか。我々は希望して少しでもキョンの農作物の被害を防ごう防ごうとやっているものを、1業者のそういった配達業者そこまでカウントしてたらいたら一切そういうのは出来ないし、あくまでもその農家とその被害を受けてる家庭で申請してもらって町で一軒当たり4、50万円の予算を使って網を張っているわけですから、もしそれで、撤収して欲しいのであれば撤収には業者に向かわせませすけど、それはやっぱり申請した人。家はこういう被害が出ているので申請して、そこに専門業者が行って、ここの立地条件だとかこういう網の張り方、こういう畏が一番今までだと捕獲できますよ。でやっているんで、ですから、場所によっては広範囲になるともありますし、本当にこじんまりやっているとこもあるんですけど。
- 向山委員 個人で管轄しなくてはというのは分かるんですけど一応、親切というような意味で町の方で一言、各業者に言わない。無理。
- 事務局(課長) 各業者っていうのは。
- 向山委員 郵便局、東電、ガス屋だとか、クロネコヤマトとか山回。幾らもないよ数は。事務所に一報いれて、こういう訳でこうなってるんだけど、ご足労かけるけどよろしく願います。っていう親切心はないの。
- 事務局(課長) ご足労かけるっていうか、あくまでも土地の持ち主が希望して来ている訳ですから。
- 向山委員 希望して張ってくれは分かるけど、相手は相手で自分の仕事で家まで届けたいわけ。こういう風になると負担がかかっているわけだから。
- 土屋議長 土地の中まで、土地に入れない様まで網が張ってあるの。
- 向山委員 張ってあるっていう家があったよ。
- 小坂委員 家全部畑に行くと張ってあるよ。水道、電気は入れないよ。農業用水が外へ出してあるから。入り口のどこだから飲料水と電気は外してこないと畑に入れられないよ。
- 向山委員 親切心があれば。
- 小坂委員 でも、キョンをよけるためにはしょうがない。網を張らないと。
- 向山委員 だから張ってあるから土手になんか荷物を置かれて。
- 委員 義務だから持っておけて訳にいかない。

- 小坂委員 それは業者が悪い。
- 事務局(課長) 町が、各事業所にキョン対策のために、ご迷惑をおかけしますっていうのはちょっと。東京都にしろ、これは都議会も立ち上がって、大島のキョンを絶滅させるんだっていうので結構大きい予算の中で、事業所にすれば迷惑かなって思いますが、そこは申請しているところがやっぱり。郵便屋さんなり例えば水道の検針に来る時は、事前に言ってもらえれば、って事にしてもらえれば。
- 向山委員 まあ、低いから跨いで入るけど。重いものを持ってでは、とてもじゃないけどまたげない。
- 事務局(課長) それなら、宅急便と山田回漕店に限られちゃいますからね。
- 向山委員 郵便局とか。
- 事務局(課長) それはやっぱり常識ある配達の仕事ってあるでしょうね。何十件もあるって訳じゃないですしね。たまたま一件とかあったってだけですかね。
- 小坂委員 あのキョンの話が出たから、ついでに。網を張ってもらったんだけど、あれじゃ全然キョンがかからないんだよな。海老網じゃないと。大島支庁がやってる。大島支庁っていうか動物園がやってるみたいな海老網を張ってもらわないと。キョン自体があれじゃ。雌もかかんないや雄もかかんない。海老網なら雄がかかるっていう。私が知っている家では幾らでもない、百姓があるかないかの場所で、昨年一年で海老網を張ってもらったんだけど12匹とった人がいる。それでもまだ、走り回ってるって。雌はいるんだから。質が違う。
- 小坂委員 あれじゃ、かかんない。
- 事務局(雨宮) 町で張っているのは捕獲用の網ではなくて畑を守る用の網なので、そこはちょっと性質が違う。
- 山本委員 そうではなくて、10mくらい網質が違うやつを張っている。それが多分キョンには見えるんだと思う。
- 事務局(課長) ああ色が。
- 笠間委員 網だけではなく、罾も一緒にかけるっていう話じゃなかったっけ。
- 事務局(雨宮) そうですね。基本は畑を守るのが大原則なので。
- 小坂委員 捕獲すれば一頭について5,000円農家に払うっていう説明だったよ。箱罾をかけてあるけど、猫がかかるだけで、キョンはかからないよ。
- 山本委員 海老網かけていると、結構とれるみたいですよ。
- 小坂委員 業者の稼ぎ。確かに中には入りっこない、囲ってしまうと。だけど、土井委員のどこなんか、外も中も両方で。覚えちゃうと中へ何かの拍子で。
- 土屋議長 でも、飛び込むって事はないですかね。突き破っていくな。海老網には。
- 小坂委員 海老網は突き破るかもしれないな。あの網は突き破らないよ。今度の町のは。
- 土屋議長 俺のこの海老網は一重じゃ駄目だから二重に張ってあるんだよ。それでも突き破るからな。
- 事務局(課長) そこはちょっとまた。
- 小坂委員 検討してもらって。
- 事務局(課長) はい。分かりました。



- 土屋議長 他には。はい。2番委員。
- 小坂委員 先月、認定農家の名簿を貰ったんだけど、認定農家は大島町この農業委員会の他に、3名。3名って事は新しい農業委員会っていうと過半数が挙がっていないといけないはず。過半数が認定農家でないといけない。後もあるけど。その点についてはどうなんですか。
- 事務局(幡野) 認定農業者は確かに4名なんですけども、農業者の中で認定農業者に準ずるものっていう形で2名入っているの。
- 小坂委員 それでも6名。過半数っていうんだから。7名以上までいなければ、うまくない。ただその後の条件があって、結局その認定農業者がいない農業委員会においては議会の承認があるからいいって事になってるんじゃない。だから議会の証明を得る時に議会の証明を得てるから、その時に、その中の認定農業者は4名だから4名ですって説明が議会に対してしておけば良かった。とりあえず。それはしてあるのかしていないのか。
- 事務局(雨宮) してあります。
- 小坂委員 してあるならいい。
- 土屋議長 他には。はい。9番委員。
- 向山委員 もう何回もこの場で聞いているんですけど、例の水問題。どうなっているのか。進展しているのかどうか。
- 事務局(雨宮) 水問題。水質の方ですか。
- 向山委員 いや、水質ではなく敷設。結局、元町地区だとか再三そういう話が出て、穴掘って農家、溜水でそういう話で、どうだろうって話で。何回かしている訳だけど。
- 事務局(雨宮) 農業用水の未給水地区に関しては前回もちょっとご説明をした大島町の基本計画、基本構想で、そちらで解消を図るっていう事で。今、東京都と協議しながら、今日明日に出来る事ではないのですが、一応計画を立てて進めていこうって事で相談は始まっています。
- 向山委員 今やってる。
- 事務局(雨宮) はい。
- 小坂委員 今の農業用水の元町地区だろうな。元町地区で作りたいって人は何人ぐらい。
- 事務局(雨宮) アンケートを取った段階では3、4件。
- 小坂委員 どれ位の規模か知らないけど、それは自己負担っていうのはないの。
- 事務局(雨宮) 今の制度ですと自己負担が発生してくる可能性があります。
- 小坂委員 それでも作りたい。
- 事務局(雨宮) ただ、まだ漠然と農業用水が欲しいっていうところで止まっている人が殆どなので。実際に自分の敷地内に穴を掘って遮水シート入れて溜池を作るという具体的な案件はまだないですね。
- 小坂委員 そうなるとそれだけの農地が使えなくなっちゃうよな。
- 向山委員 今はそれで南部地区の方は、何件ぐらいあるんですか。実際使っている。
- 事務局(雨宮) 波浮、差木地、間伏までの大体でよろしいですか。件数でいうと100件ちょっとですね。
- 向山委員 で、敷設しても使わないで止めているところを含めると。
- 事務局(雨宮) 全体の水栓数ですか。

- 向山委員 全体の。
- 事務局(雨宮) 約、190位。
- 向山委員 じゃ、半分か。
- 小坂委員 まだ濁って緑色のが凄いな。あれは取れないのかな。
- 事務局(雨宮) 特に今、空梅雨で、雨がないので、もちろん腐りはしないですね。使用量が多いので水自体は回るんですけども、ろ過装置で取りきれない物がやっぱりちょっと出て来ているのかなと思います。
- 小坂委員 臭いは大分収まっては来たけどな。それでも臭いはするけど昨年みたいな臭いじゃない。
- 向山委員 何年か遅れて北部は出来たんだけど、北部の方はそういう苦情は全然ないの。
- 事務局(雨宮) 今のところはないです。
- 小坂委員 作り方が違うのかな。それともまだ年が経ってないから発生しないのかな。
- 中村委員 作り方が違うみたいですね。
- 小坂委員 池が二つあるんだ。一つ使って、一つ掃除すること出来るんだよ、そこを。南部が先に出来たから、南部の良いところ取りを、良いように良いようにやっているから。
- 土屋議長 いいですか。他にはございませんか。特にないようですので、これをもちまして第4回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員